

事 務 連 絡

平成27年3月30日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）

各市町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護サービス情報公表システムに係るスマートフォンアプリ

「介護事業所ナビ」の開発について

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度であり、介護保険をこれから利用しようと考えている方やそのご家族等が介護サービスを比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。本制度は、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを媒介して、インターネットでいつでも誰でも介護サービスの情報を入手することが可能となっており、現在、全国の約19万か所の事業所情報が公表されています。

この度、「介護サービス情報公表システム」の機能のうち、簡易な内容が簡単に検索・閲覧できるようスマートフォン専用（Android 及び iOS 対応）のアプリケーション「介護事業所ナビ」を厚生労働省において開発し、運用を開始しますので、下記のとおり情報提供させていただきます。

#### 1. 実施日

平成27年4月1日（水）

#### 2. スマートフォンアプリの概要

別紙のとおり。

※アプリケーション検索にて「介護事業所ナビ」と入力してください。

（担当）

厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111 （内線 3982）

現在、全国約19万か所の介護サービス事業所の情報が閲覧できる「介護サービス情報公表システム」を活用し、スマートフォンを使って、簡易な事業所の情報が簡単に検索・閲覧できる専用のアプリケーション「介護事業所ナビ」を厚生労働省において開発。※Android 及び i OSに対応

## ～ 画面イメージ 1 ～



厚生労働省のクレジット

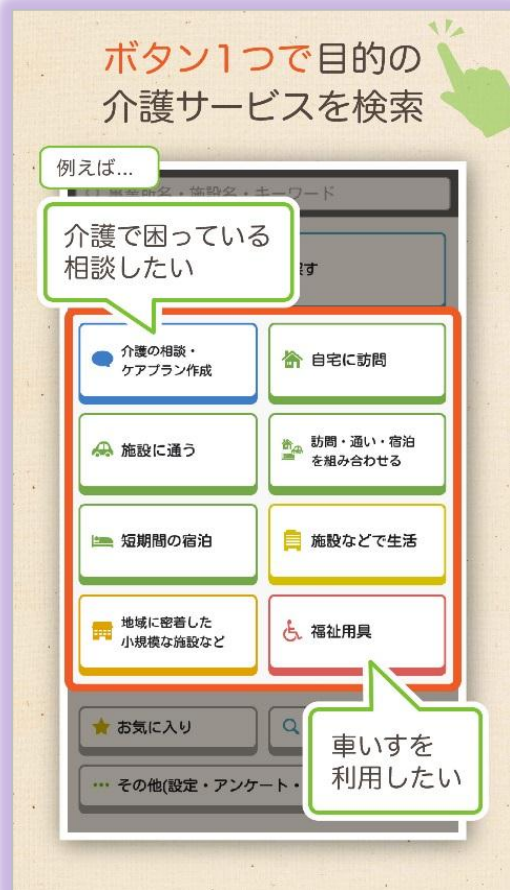


介護サービスに詳しくない方には質問形式で誘導



現在地からの距離や道順が分かる

## ～ 画面イメージ 2 ～



平易な表現でわかりやすく工夫



事業所の基本的な情報がコンパクトにまとまっている



介護保険制度やサービスの利用手順等がイラストで解説

## 【参考】介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法第115条の35の規定に基づき、平成18年4月からスタートした制度。利用者が介護サービス事業所を比較・検討して適切に選ぶことができるよう、毎年1回、事業所からの報告を受けて、都道府県が事業所情報を公表する仕組み。

※都道府県が公表するデータは、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」を活用し、インターネットでいつでも誰でも介護サービスに関する情報を入手することが可能。介護保険制度の解説も充実！現在、全国で約19万か所の介護サービス事業所の情報が公表されている。

平成27年度から、簡易版の情報が簡単に検索・閲覧できるスマートフォンの専用アプリを開発。



### 介護サービス情報公表制度のしくみ



# 【参考】介護サービス情報公表システム月次アクセス数

## 1. ひと月あたり平均アクセス数

※現行システムは直近1年間の平均値

|       | 全国TOP   | 都道府県TOP<br>(全国の合計) | 事業所情報<br>検索結果一覧 | 事業所情報比較 | 事業所の概要    |
|-------|---------|--------------------|-----------------|---------|-----------|
| 新システム | 126,498 | 351,752            | 2,106,392       | 4,354   | 2,042,189 |
| 旧システム |         | 257,926            |                 |         |           |

※現行システムは、「見やすさ、使いやすさ、分かりやすさ」の観点から、それまでのシステムを抜本的に改善し、平成24年10月から稼働している。

## 2. 月次アクセス数の推移

介護サービス情報公表システム 一月次アクセス数の推移ー

